

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の策定について

1 法律の趣旨

下水道の整備等により、し尿・浄化槽汚泥の収集量は年々減少し、収集業者の経営は不安定となっています。一方、公共サービスであるし尿・浄化槽汚泥の収集については、規模を縮小しながらも継続していかねばならない状況にあります。

このような状況の下、市町村が合理化事業計画を策定することにより、収集業者の業務の安定を保持するとともに、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理に寄与するため、昭和 50 年に制定されました。

2 し尿・浄化槽汚泥収集の現状

○ 収集量の推移

	平成 17 年度	平成 26 年度	増減
し尿収集量	39,488 KL	20,651KL	△47.7%
浄化槽汚泥収集量	113,153 KL	84,543KL	△25.3%

○ 収集業者は 28 業者、保有車両は 94 台 (H17 33 業者、112 台)

- ・保有する車両が 1~2 台の小規模業者が 10 業者
- ・10 業者がし尿・浄化槽汚泥の収集運搬業務に依存

3 これまでの経緯

○ 平成 21 年 4 月にし尿・浄化槽汚泥収集運搬業者と協定を締結

＜協定内容＞

- ・合理化事業計画の策定もしくは法の趣旨に基づく支援措置の実施

○ 平成 22 年度から、合特法の趣旨に基づいた転換先業務を提供

- ・ごみ収集運搬業務、特定 5 品目選別業務など (平成 27 年度 約 60,000 千円)

○ 平成 25 年 3 月に新潟県環境整備事業協同組合、新潟浄化槽管理協同組合からの要望書を受理

＜要望事項＞

- ・合理化事業計画の策定

○ 平成 26 年 8 月に収集業者が (一社) 新潟市環境整備推進機構を設立

○ 平成 26 年 11 月に新潟市清掃審議会より「し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方」について答申

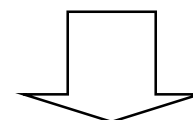
＜答申内容＞

- ・収集業者自らが事業の再編を行うなど、経営の合理化を図る。
- ・市は「合理化事業計画」を策定するなど支援措置を実施する。

4 改善策とその効果

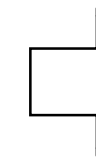
【改善策】

- ・小規模な専門事業者の他業務への転換
- ・他業務へ転換を行うため、事業再編による統廃合
- ・効率化を図るための収集車両の専用化



合理化事業計画の策定

- ・業者自らによる事業再編の推進
- ・他業務への転換に向けた支援措置の実施



【効果】

- ・安定的な市民サービスの確保
- ・業者の経営基盤の強化
- ・し尿・浄化槽汚泥の適正処理

5 合理化事業計画の概要

(1) 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

(2) 計画内容

○ 事業の転換を図るために、代替業務を提供します。

- ・ごみ処理施設の維持管理業務
- ・ごみ収集運搬業務
- ・公設浄化槽保守管理業務 など

○ し尿収集運搬車両を専用化します。

○ し尿収集運搬委託料を (1 台当りの原価を基礎とした) 年額制とします。

○ 収集業者は経営の合理化を図るため、事業再編計画を策定するものとします。

6 政令市における状況

- 合理化事業計画を策定し支援措置を実施 3 市
- 独自の支援措置を実施 (計画は未策定) 13 市
- 支援措置未実施 4 市